**2021 年 11 月 18 日　（第 2 版）
2017 年 1 月 5 日　（第 1 版）

**届出番号　29B2X10011000015

機械器具　55　医療用洗浄器

一般医療機器　器具除染用洗浄器（35424000）

ジェットウォッシャー超音波洗浄装置　MU-5300D3

【警告】

****使用方法**

1.煙が出ている、変な臭いがするなど異常を感じた場合は、すぐに電源を切り、絶対に使用しないでください。
［火災・感電の原因となります］
2.電源コードが傷んだら（芯線の露出、断線など）すぐに電源を切り、絶対に使用しないでください。
［火災・感電の原因となります］
3.洗浄物を取り出すときは、必ず耐熱用手袋を着用してください。［やけどの原因となります］
4.ドアを開閉するときには、ドアが動作する範囲には手や顔などを近づけないでください。
［けがの原因となります］

【禁忌・禁止】

****使用方法**

1.引火性、爆発性のあるガス雰囲気中では、絶対に使用しないでください。［火災・爆発の原因となります］
2.次の(1)～(3)に記載の洗浄液は絶対に使用しないでください。［火災、感電の原因となります］
(1)引火性・爆発性洗浄液(シンナー、アルコール、代替フロン等)
(2)強アルカリ性洗浄液(pH12.5 以上)
(3)強酸性洗浄液(pH3 以下)

【形状・構造及び原理等】

**（本体外観）

１．本装置は、以下のユニットにより構成されます。
(1)洗浄・乾燥部
(2)電装部
２．電気定格
三相 200V　50/60Hz　30kVA
**３．寸法および質量
寸法：幅 1,300mm×奥行 2,940mm×高さ 1,900mm
質量：本体単独時
第 1 槽　約 930kg（運転時　約 975kg）
第 2 槽　約 930kg（運転時　約 1,400kg）
第 3 槽　約 920kg（運転時　約 965kg）
４．ＥＭＣ
本製品は JIS T 0601-1-2：2012 に適合しています。
５．オプション
本装置は、標準仕様のほか、製造時に以下のオプションが組み込まれる場合があります。
（非医療機器）
(1)温度記録計（プリンタ）
(2)追加薬剤ポンプ
(3)高速タンク
(4)リザーブタンク
(5)搬送コンベア
**６．動作原理
本体内に貯めた洗浄液をポンプにより槽内に取り付けられた回転ノズルから噴出させて洗浄液を循環しながら行うシャワー洗浄と、超音波発振機を用いて本体内に貯めた洗浄液を超音波振動させて行う超音波洗浄の 2 種類の洗浄方法を用いて、洗浄後、排水し、新しい水を入れ、高温除染後、排水し、すすぎのための水を入れたのち、すすぎ、熱風による乾燥という一連のサイクルを 3 槽に分けて、洗浄対象物が搭載された洗浄ラックを槽間で全自動搬送することにより、大量洗浄を行うものです。

**【使用目的又は効果】

本装置は、再使用可能な手術器具、麻酔器具、及び他の手術用具の加熱除染・消毒のために用いる、乾燥機能を内蔵した洗浄装置です。

【使用方法等】

詳細は取扱説明書を参照してください。

****設置方法**

電源配線及び給排水湯配管の接続は、お買いあげの販売店、又は電気・配管工事業者に依頼してください。アース線は必ずアース端子に接続してください。

****使用方法**

１．準備
(1)元給水・給湯・(純水)バルブを開けます。
(2)元電源と装置本体のブレーカを「入」（ON）にします。
(3)洗剤、潤滑防錆剤の液量を確認します。
(4)操作パネルの電源「入」スイッチを押します。（スイッチのランプが点灯します。）
２．運転
(1)ドアを開けます。
(2)洗浄物を入れたバスケットをラックにセットして、ラックを槽の奥まで入れます。
(3)ドアを閉めます。
(4)自動運転画面の「運転」キーを押します。
３．終了
(1)洗浄が終了すると、ブザーが５秒間鳴ります。
(2)ドアを開けます。
(3)ラック、バスケットを取り出します。

【使用上の注意】

詳細は取扱説明書を参照してください。

****使用方法**

1.作業者が心臓ペースメーカーを装着している場合は、本機器が影響する可能性があるため、使用しないでください。

取扱説明書を必ずご参照ください。

２.操作パネルに洗浄液をかけないでください。また、濡れた手で操作パネルをさわらないでください。
３.槽内のフィルター清掃は、ヒーターの温度が下がってから実施してください。 また、耐熱用手袋を着用してください。
４.本装置では爆発性物質、可燃物質(タオル、ガーゼなど)、又はそれらを含有する物質は絶対に使用(洗浄・乾燥)しないでください。
５.蛇管やスリッパなどゴム類を洗浄・乾燥するときは、必ず洗浄物の耐熱温度を確認の上、温度設定してください。
６.開口部(通風孔など)へ金属類や燃えやすい物など異物を差し込んだり、洗浄液をかけたりしないでください。
７.万一、異物や洗浄液が本体開口部(通風孔など)に入った場合は、すぐに電源スイッチと元電源を切って販売店に点検を依頼してください。
８.電源コードを加工したり、折り曲げたり、ねじったり、引っ張ったりしないでください。
９.電源コードを机や椅子の下に敷いたり、物に挟んだりして傷をつけないでください。
10.雷が鳴りはじめたら、すぐに電源スイッチと元電源を切ってください。
11.外装パネルは絶対に開けないでください。
12.本装置を改造しないでください。
13.洗浄後の洗浄効果については、十分ご確認ください。
14.条件によっては除染が十分でない場合が考えられるため、洗浄後の器具の取扱には十分注意してください。

【保管方法及び有効期間等】

保管方法

水濡れに注意し、高温・多湿・直射日光を避けた室内で保管すること。

**耐用期間・使用期間

設置後５年（自己認証）
ただし、取扱説明書及びその他文書に記載された取扱注意事項及び保守・点検に関わる事項を順守していること。
また、定期的な点検及び必要に応じた主要部品や定期交換部品の交換が必要となります。なお、使用状況により差異が生じる場合があります。

【保守・点検に係る事項】

本装置の使用・保守の管理責任は使用者側にあります。
装置の性能を維持するために取扱説明書の“点検・整備について”の項目にしたがって、定期的な点検・整備、及び部品の交換を実施してください。
詳細は取扱説明書を参照してください。

**使用者による保守点検事項

(1)槽内のフィルター清掃＜毎使用後＞
(2)扉パッキンの清掃＜週１回程度／汚れた時＞
(3)薬液用フィルタの清掃
　＜月１回程度／目詰まりがある時＞
(4)液検知用フロートスイッチの動作点検
　＜3ヵ月に１回程度＞

**業者による保守点検事項

(1)回転ノズルワッシャの交換＜年１回程度＞
(2)回転ノズルカラーの交換＜年１回程度＞
(3)扉パッキンの交換＜2年に１回程度＞
(4)チューブポンプのチューブ交換＜2年に１回程度＞
(5)メモリー保護用電池の交換＜2年に１回程度＞
　（メッセージ表示あり）
(6)エアフィルターの交換＜約1500時間に１回程度＞
　（メッセージ表示あり）
(7)乾燥ブロアーの静音材の点検・交換
　＜5年に１回程度＞

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者
名　称：シャープ株式会社
住　所：
（本社）
〒590-8522　大阪府堺市堺区匠町１番地
**（奈良事業所）
〒639-1186　奈良県大和郡山市美濃庄町492番地
**連絡先：0743-53-5521（奈良事業所 大代）

**製造業者
名　称：サンエー電機株式会社

取扱説明書を必ずご参照ください。